

I 水質汚濁防止法に係る届出の概要

水質汚濁防止法（以下「法」という。）は、特定施設（指定地域特定施設を含む。）を設置する工場・事業場（以下「特定事業場」という。）の排水規制を実施し、公共用水域の水質の保全を図ることを目的としています（法第1条）。

- 特定施設（法第2条第2項、第3項）

資料1（9～12ページ）参照

＜法に基づく届出一覧＞（提出部数 2部）

届出が必要な場合	届出の名称	該当条項	届出期日	届出様式 (法施行規則)
特定施設（有害物質使用特定施設）を設置しようとするとき	設置届出	第5条 第1項	工事開始の60日前まで	様式第1
有害物質貯蔵指定施設等を設置しようとするとき	設置届出	第5条 第3項	工事開始の60日前まで	様式第1
既に設置されている施設が新たに特定施設（有害物質貯蔵指定施設）に指定されたとき	使用届出	第6条 第1項・ 第2項	当該施設が特定施設に指定された日から30日以内	様式第1
設置届、使用届した特定施設等の構造など届出事項を変更しようとするとき	変更届出	第7条	工事開始の60日前まで	様式第1
代表者の氏名又は名称等に変更があったとき	氏名変更等 届出	第10条	変更のあった日から30日以内	様式第5
特定施設の使用を廃止したとき	廃止届出	第10条	廃止した日から30日以内	様式第6
特定施設を譲り受け又は借り受けたとき、相続又は合併があったとき	承継届出	第11条 第3項	承継のあった日から30日以内	様式第7
特定施設を設置する事業場（日平均排水量が50m ³ 以上の事業場に限る）から排出水を排出しようとするとき又は当届出に係る測定手法を変更しようとするとき	汚濁負荷量 測定手法届出	第14条 第3項	事前	様式第10
特定事業場・指定施設を設置する工場又は事業場・貯油施設等を設置する工場又は事業場の設置者は、特定施設等の破損等事故が発生し、有害物質・指定物質・油等の流出により人の健康又は生活環境に係る被害を生ずる恐れがあるとき	事故等の措置の届出	第14条の 2	事後速やかに	様式なし (事故の状況、 講じた措置の 概要を届出)

(注) 1 特定施設：資料1参照

- 2 有害物質使用特定施設：特定施設のうち、有害物質をその施設において製造し、使用し、又は処理する施設。有害物質については、資料2（13ページ）参照。
- 3 指定施設：有害物質を貯蔵又は使用する施設、又は指定物質を製造、貯蔵、使用又は処理する施設。指定物質については、資料3（15、16ページ）参照。
- 4 有害物質貯蔵指定施設：指定施設のうち、有害物質を貯蔵する施設。
- 5 法第5条第2項などに基づく有害物質使用特定施設設置届等（有害物質使用特定施設に係る汚水等を含む水を地下に浸透させる場合）については、春日井市において地下に汚水を浸透させることが適正な汚水処理と認めていないため、記載省略。

＜特定施設等の設置・変更の届出について＞

工場又は事業場から公共用水域に水を排出する者が特定施設（有害物質使用特定施設）又は有害物質貯蔵指定施設を設置しようとするときなどは、所定の届出が必要となりますので、期日までに春日井市環境保全課に提出して下さい。

公共下水道に接続している場合においても、通常、雨水は公共用水域に排出されるため届出が必要です。なお、この場合、下水道法に基づく特定施設の設置等の届出も必要となりますので、詳しくは上下水道部業務課に問い合わせて下さい。

特定施設等の設置又は変更の届出をした者は、その届出が受理された日から 60 日を経過した後でなければ、設置又は変更の工事等が実施できないものとされています。

ただし、春日井市長がそれら届出の内容について相当と認めるとき、この実施の制限の期間を短縮することができるものとされています（法第 9 条）。

なお、特定施設の設置や変更の届出をせず、又は虚偽の届出をした者は 3 か月以下の懲役又は 30 万円以下の罰金に処せられるなど罰則規定（法第 32 条）が設けられています。

＜有害物質使用特定施設及び有害物質貯蔵指定施設に係る届出について＞

地下水汚染の未然防止に取り組むため、有害物質を使用・貯蔵等する施設（有害物質使用特定施設及び有害物質貯蔵指定施設）の設置者に対し、地下浸透防止のための構造、設備及び使用の方法に関する基準の遵守、定期点検及び結果の記録・保存を義務付ける規定等を新たに設けた改正法が、平成 24 年 6 月 1 日より施行しております。

配管や排水溝等の設備の概要を記載する様式（法施行規則様式第 1 別紙 1 の 2）が新たに設けられています。有害物質使用特定施設を設置（変更）する際は、本様式を加えた届出が必要となります。

なお、既設の施設又は付帯する設備の一部を更新する場合、原則、新設と扱われます。該当する場合、構造等に関する基準について「新設（A 基準）」の区分に適合する必要があります。工事開始の 60 日前までに提出してください。

- 各種届出の記入方法は、61～115 ページを参照

＜事故時の措置及び届出について＞

水質汚濁防止法では、施設の破損などの事故が発生し、有害物質や油が河川等の公共用水域や地下に排出されたことにより、人の健康や生活環境に被害を生ずるおそれがあるときには、直ちに応急の措置を実施し、速やかに事故の状況と講じた措置の概要を市に届け出なければなりません（法第 14 条の 2）。

なお、平成 23 年 4 月 1 日から、その措置の対象として、従前の特定事業場、貯油事業場に加え、**指定事業場（指定施設を設置する事業場）**が追加されています。

- 有害物質（法第 2 条第 2 項第 1 号）：資料 2（13 ページ）
- 指定物質（法第 2 条第 4 項）：資料 3（15、16 ページ）
- 油（法第 2 条第 5 項）：原油、重油、潤滑油、軽油、灯油、揮発油及び動植物油
- 応急措置の例：施設への有害物質等の供給停止、オイルフェンスの設置、有害物質等の回収、土壌の積み上げ等による公共用水域への排出又は地下への浸透防止、汚染土壤の除去等の措置など。

PFOA 及びその塩並びに PFOS 及びその塩（以下、「PFOS 等」という）を含有する泡消火剤の使用（消火活動）に伴う排出は事故時等の措置の対象外となります。

しかし、事故時のみならず、消火活動により PFOS 等を含有する泡消火剤の使用に伴い公共用水域等への排出が確認された場合には、PFOS 等の環境中への流出の実態を把握する観点から、当市へ情報提供ください。

II 水質関係の規制基準

1 排水基準による規制（法第3条第1項、2項、第12条）

排水基準は、排出水（特定事業場から公共用水域に排出される水）の汚染状態について、排水基準を定める省令で定められており、物質の種類又は項目ごとに全国一律にすべての特定事業場に適用されます。また、排水基準は、排出水が排出するすべての排水口に適用されます。

○ 排水基準（排水基準を定める省令別表第1、2）：資料4（17ページ）参照

2 上乗せ排水基準による規制（法第3条第3項、第12条）

一般排水基準（上記1）によっては、県内の公共用水域の実情からみて人の健康を保護し、生活環境を保全することが十分でないため、愛知県では、一般排水基準より厳しい上乗せ排水基準（水質汚濁防止法第3条第3項に基づく排水基準を定める条例（昭和47年3月29日愛知県条例第4号）、（以下「上乗せ条例」という。））を定めています。春日井市内においては同条例別表第2の2名古屋港・庄内川等水域に係る上乗せ排水基準が適用されます。

○ 上乗せ排水基準（上乗せ条例 別表第2）：資料5（19～21ページ）参照

3 排出水の汚染状態の測定について（法第14条第1項、法施行規則第9条）

排出水の汚染状態の測定は、原則として、排出水が排出する全ての排水口が対象となります。当該特定事業場の排出水に係る排水基準に定められた項目のうち、通常排水口から排出される項目や排出されるおそれがある項目について、排出水の汚染状態の測定を年1回以上行い、その測定結果の記録を3年間保存しなければなりません。この測定を要する項目については、法施行規則様式第1別紙4に記載しなければなりません。

○ 法に基づく排水規制及び排出水の測定義務等について：資料6（23～27ページ）参照

概要	
測定項目	排水基準に定められた項目のうち、通常排水口から排出される項目や排出されるおそれがある項目（なお、当該項目については、法施行規則様式第1別紙4「排出水の汚染状態」により届け出る必要があります）
測定頻度	年1回以上
測定時期	排出水の汚染状態が最も悪いと推測される時期・時刻
測定方法	排水基準の検定方法
記録	水質測定記録表（法施行規則様式第8号）に計量証明書等を添付して記録
保存	3年間
罰則	30万円以下の罰金

○ 排水口種類別の測定項目の考え方

排水口の種類	要測定項目
工場排水等を排出する排水口（次に掲げる排水口を除く）	有害物質について、工場生産工程等で使用するなど、通常排水口から排出される項目や排出されるおそれがある項目。 その他、生活環境項目の必要項目についても測定をする。
生活排水専用排水口	し尿浄化槽からの排出水など生活排水のみを排出する排水口においては、有害物質の測定は原則不要とする。なお、生活環境項目の必要項目は測定をする。
間接冷却水専用排水口	原則測定不要 ※
雨水専用排水口等	原則測定不要 ※

※ただし、用水に汚染された地下水を使用している、露天の作業場がある等、雨水等も排水基準を超える、汚濁負荷が生ずるなどのおそれがある場合については、測定する必要があります。

4 化学的酸素要求量（COD）及び窒素含有量、りん含有量についての総量規制基準等による規制

(1) 総量規制基準による規制（法第4条の5、第12条の2）

伊勢湾に流入する汚濁負荷量を削減するため、伊勢湾とこれに流入する公共用水域に排出水を排出する特定事業場で1日当たりの平均的な排出水の量（間接冷却水等を含む）が50m³以上あるもの（以下「指定地域内事業場」という。）に対して、COD及び窒素含有量、りん含有量の汚濁負荷量について総量規制基準を定めています。なお、春日井市内においては、この総量規制基準が適用されます。

○ 規制概要詳細は別冊水質総量規制の概要を参照

(2) 小規模事業場に対する指導（愛知県小規模事業場等排水対策指導要領（昭和56年2月3日制定））

総量規制基準が適用されない小規模事業場の排水については愛知県小規模事業場等排水対策指導要領によりCOD及び窒素含有量、りん含有量の指導値を定めています。

○ 対象工場又は事業場

ア 1日当たりの平均的な排出水の量が50m³未満の特定事業場（し尿処理施設のみを有するものを除く。上乗せ条例による排水基準が適用されない特定事業場の場合は1日当たりの平均的な排出水の量が20m³未満のものを除く。）

イ 特定事業場以外で次の施設を持つ、1日当たりの平均的な排出水の量が50m³以上の事業場

- ・特定給食施設又は飲食店営業（仕出屋及び弁当屋に限る。）の用に供する調理施設
- ・段ボール製造業の用に供するコルゲートマシン
- ・そう（惣）菜製造業又はパン・菓子製造業の用に供する洗浄施設
- ・金属製品製造業の用に供する水溶性油剤を使用する金属工作機械

○ 指導値（小規模事業場等排水対策指導要領 別表第2～4）：資料7（29～47ページ）参照

5 総量規制基準に係る汚濁負荷量の測定について（法第14条第2項）

指定地域内事業場から排出水を排出する者は、COD及び窒素、りん含有量の汚濁負荷量の測定を次のとおり行い、測定結果を3年間保存することとされています。

汚濁負荷量は、特定排出水のCOD及び窒素、りん含有量に関する汚染状態及び特定排出水の量等の計測により、1日当たりの負荷量を算定します。

○ 測定回数

指定地域内事業場の日平均排水量	測定頻度
400m ³ 以上	排水の期間中毎日
200m ³ 以上 400m ³ 未満	7日を超えない排水の期間ごとに1日以上
100m ³ 以上 200m ³ 未満	14日を超えない排水の期間ごとに1日以上
50m ³ 以上 100m ³ 未満	30日を超えない排水の期間ごとに1日以上

○ COD及び窒素、りん含有量の汚濁負荷量の計測方法
(別冊水質総量規制の概要参照)

6 排水基準・総量規制基準の遵守（法第12条、第12条の2）

排出水を排出する者は、その汚染状態が当該特定事業場の排出口において排水基準に適合しない排出水を排出してはならないものとされています。

また、指定地域内事業場の設置者についても、当該指定地域内事業場に係る総量規制基準を遵守しなければなりません。

排水基準の違反者は6か月以下の懲役又は50万円以下の罰金、過失による排水基準の違反者は3か月以下の禁錮又は30万円以下の罰金に処せられるなどの罰則規定が設けられています（法第31条）。

7 春日井市生活環境の保全に関する条例（以下「市条例」という。）について

市条例の第25条から第31条において、排水に関する基準や着色水・土砂等の流出防止等の規定を設けています。春日井市内の全ての工場・事業場が対象になります。

（1）排水に関する規制基準（有害物質）

- 対象： 春日井市内の全ての工場・事業場（法に定める特定事業場を除く）
- 規制基準項目及び基準値：資料8（49ページ）参照
- 規制基準を遵守しない場合には、勧告・命令（市条例第26条）の対象になります。

（2）排水に関する指導基準（生活環境項目）

- 対象： 春日井市内の全ての工場・事業場
- 指導基準項目及び基準値：資料9（51、52ページ）参照
- 指導基準を超過する場合には、市から指導を受けることがあります。

III 地下水汚染の未然防止について

1 有害物質を含む水の地下浸透に係る規制（法第12条の3）

有害物質をその施設において製造、使用し、又は処理する特定施設を設置する特定事業場から地下に浸透させる水について有害物質の種類ごとに全国一律の基準を定めています。

春日井市においては、有害物質含有の有無にかかわらず、原則として地下浸透による処理は適切な汚水処理と認めていません。

2 有害物質使用特定施設及び有害物質貯蔵指定施設に対する構造等基準の遵守など

地下水汚染の未然防止に取り組むため、改正法が、平成24年6月1日より施行しており、有害物質使用特定施設又は有害物質貯蔵指定施設（以下「施設」という。）の設置者に対し、地下浸透防止のための構造、設備及び使用の方法に関する基準の遵守、定期点検及び結果の記録・保存を義務付ける規定等が新たに設けられています。

（構造、設備及び使用の方法に関する基準並びに定期点検の方法（法第12条の4、法第14条第5項）：資料10（53～59ページ）参照）

○ 構造等に関する基準が適用される施設及び設備等

遵守すべき構造等に関する基準や実施すべき定期点検の対象となる施設・設備等は次のとおりです。

- 施設の設置場所の床面及び周囲
- 施設本体
- 施設に付帯する地上配管・地下配管等
- 施設に接続する排水溝等
- 地下貯蔵施設
- 施設の使用の方法

○ 構造等に関する基準（資料10（53～59ページ）参照）

A基準：新設及び更新・構造変更する施設を対象とした基準

B基準：既設（平成24年5月31日以前に設置）の施設を対象とした基準

＜既設の施設又は付帯する設備の一部を更新する場合＞

原則として、更新・構造変更した部分について新設の扱いとなります。ただし、既設の施設又は付帯する設備を撤去せず、依然として当該施設又は付帯する設備の一部として使用する場合、基本的には既設の施設又は設備となります。（例：コーティング）

○ 定期点検（資料 10（53～59 ページ）参照）

A基準：新設及び更新・構造変更する施設に対し設定された点検事項及び回数

B基準：既設の施設に対し設定された点検事項及び回数

<定期点検の方法>

破損等の確認や漏えい等の有無の確認を目視で行うことを基本とし、目視できない場合には内部の圧力変動や湛水した状態での水位変動の確認などにより実施します。基準の区分に応じ、点検事項や回数が異なります。

また、定期点検により異常が認められた場合には、直ちに補修その他の必要な措置を講じる必要があります。

<定期点検の記録の保管>

定期点検の結果を記録し、3年間保存することが義務付けられています。

また、土壤汚染状況調査に活用することが想定される場合には、それ以降も適切に保存してください。

○ 法の改正について（環境省HP）

環境省ホームページには、法改正による新たな制度が円滑に施行されるよう、関係する事業者の方が実際に対策を実施する際の参考となるよう作成された「地下水汚染の未然防止のための構造と点検・管理に関するマニュアル」等が掲載されています。

(URL)<http://www.env.go.jp/water/chikasui/brief2012.html>